平成２５年（フ）第６００１号
東京都目黒区目黒本町３丁目18―６―101
債務者　楠　　夏子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１３号
東京都北区中十条３丁目20―９　フラットＫ101号
債務者　津田八千代
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１４号
東京都大田区羽田２丁目27―６
債務者　生島喜代美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１８号
埼玉県坂戸市中富町65―１―202
債務者　秋元美洋江
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０２２号
東京都荒川区東尾久１丁目35―２―102
債務者　深澤　伸幸
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０２３号
東京都荒川区東尾久１丁目35―２―102
債務者　深澤　順子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０２７号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦２丁目３―13
コーポ幸１階Ｂ号
債務者　伊藤　生成
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１５号
神奈川県藤沢市大鋸２丁目６番20号
債務者　池田　大輔
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３２号
神奈川県大和市福田2043番地
債務者　工藤　　功
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３３号
神奈川県大和市福田2043番地
債務者　工藤ツヤ子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３４号
横浜市旭区白根３丁目10番２号　橋本ハウス101
債務者　原田　　健
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５２号
横浜市旭区中希望が丘64番地106　サンオリーブ202
債務者　内田　正幸
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７３号
横浜市南区中村町３丁目207番地１　セラビ野口402
債務者　木村はる子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９４号
愛知県豊田市陣中町１丁目５番地10　レイディアント１―２号、前住所愛知県みよし市三好町中島91番地２　ベルコート207号
債務者　由地　宏次
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前11時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
岡山市南区富浜町２番34号
債務者　武藤　泰江
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９７号
岡山市南区富浜町２番34号、旧住所岡山市南区福浜町20番１号
債務者　武藤　洋史
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部